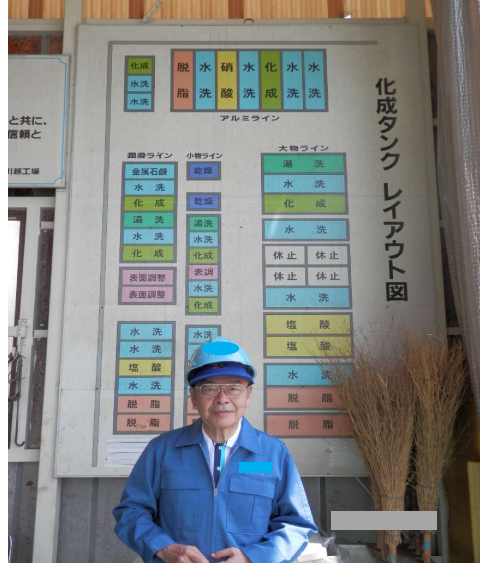


歯科医師による特殊健康診断



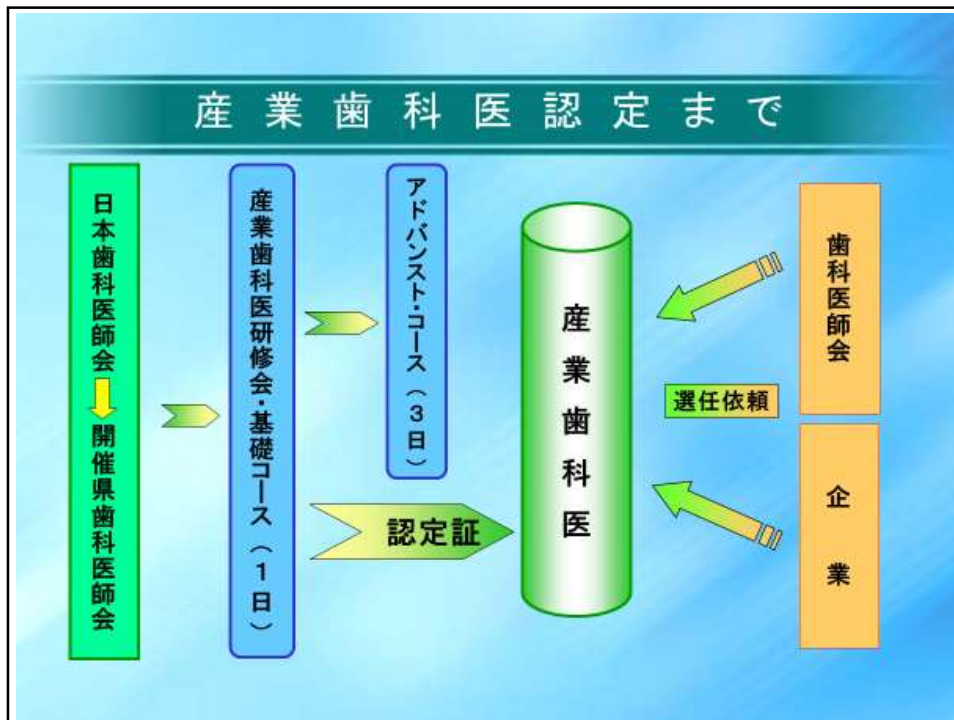
医) 森田歯科医院 労働衛生コンサルタント事務所 モリサ
森田 芳和

1

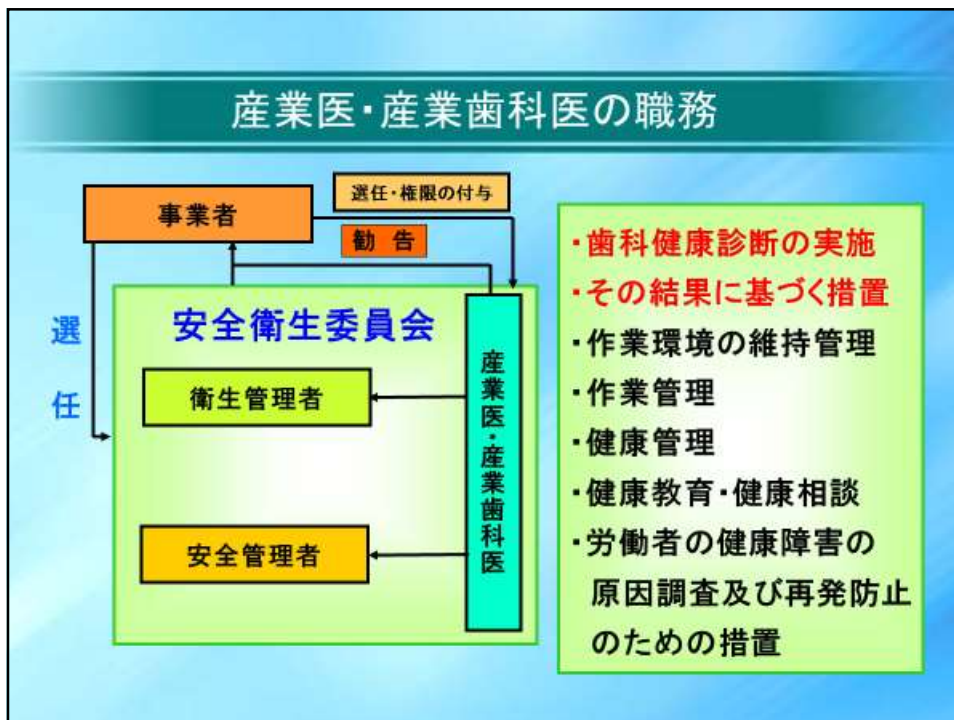
産業歯科医資格取得から実際まで



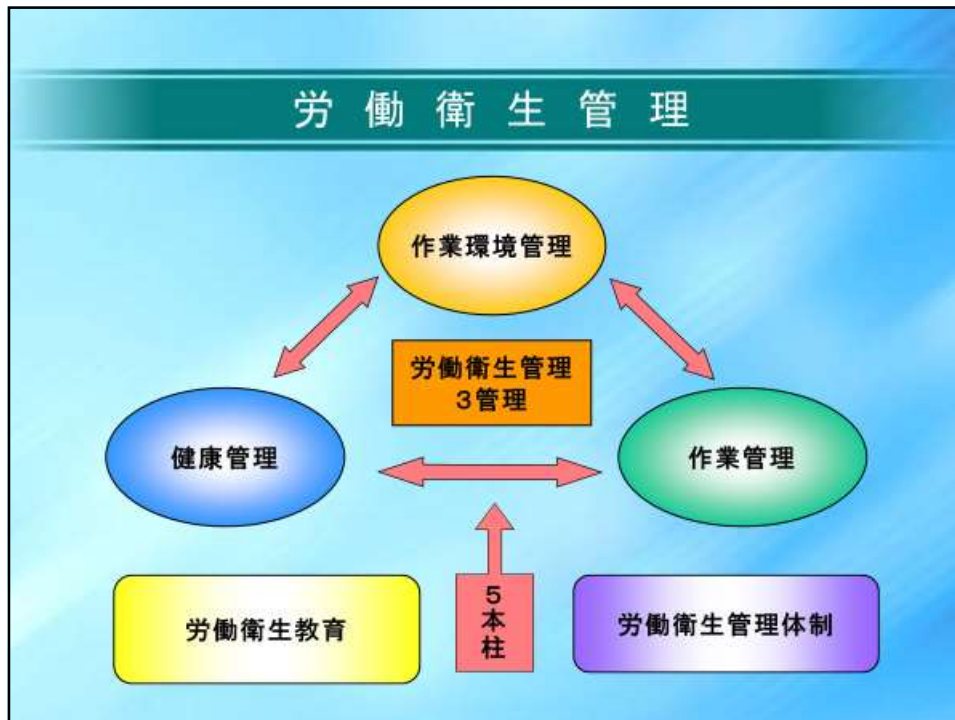
2



3



4



5



6



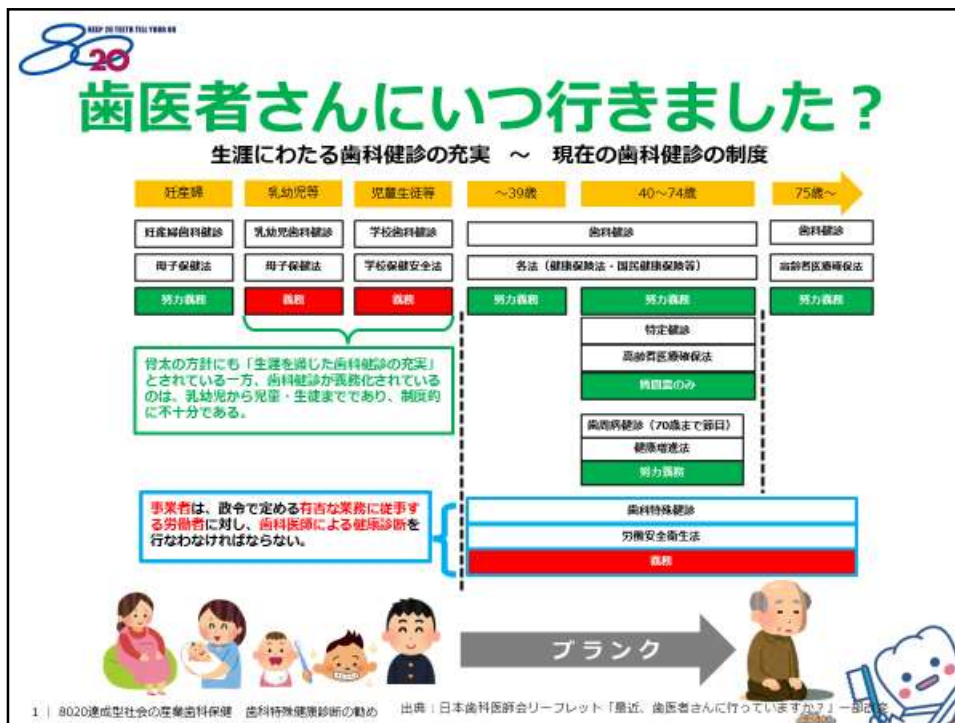
7



8



9



10



歯科特殊健康診断

有害業務に従事する労働者について、その業務起因性疾病予防と健康確保のため行われる健康診断で、労働衛生管理の一環として行われています



労働安全衛生法における歯科医師による健康診断は特定の化学物質による健康障害予防だけではなく、健康診断を通じて、歯科の立場から、作業環境管理、作業管理にかかわり、労働者の健康を確保しようとするものです

2 | 8020達成型社会の産業歯科保健 歯科特殊健康診断の動向



11

有害な業務とは、塩酸・硝酸・硫酸・亜硫酸・フッ化水素・黄りん・その他、歯またはその支持組織に有害な物のガス、蒸気または粉じんを発散する場所における業務

12

こんな所見があればメモしておきます 歯科健診で気になる症状①			歯科健診で気になる症状②		
(実情・まとめ)			(実情・まとめ)		
	他・症状	歯科症状	他・症状	歯科症状	
塩酸	眼、喉の刺激、 痛み、せき	歯の酸蝕症 口内炎	フッ化 水素	眼、喉の痛み、 皮ふ、粘膜の 化学やけど	歯痛、歯の腐蝕 (変色)、歯肉炎、 口内炎
硝酸	眼、喉の刺激、 痛み、接触した 皮ふの黄色着色	歯の酸蝕症 口内炎 腐蝕性火傷	黄りん	食欲不振	呼気ニラ臭、顎骨 露出、口、顎の痛 み、歯の動揺
硫酸	皮ふ、粘膜の 化学性やけど、 せき	歯の酸蝕症 口内炎	酸蝕症に限らず 口腔領域に、業務に起因すると思われる、 気になる症状があれば、健診票にメモして おきます 例えば、以下のように医師がみている歯科 症状があります ◆特定化学物質障害予防規則、特殊健診 項目にある歯科症状 ◆労災認定において、例示疾病として挙げ られたことのある歯科症状 ◆その他		
亜硫酸	眼、鼻、喉の 刺激、せき	歯の酸蝕症 味覚、嗅覚障害			

※「塩酸、硝酸、亜硫酸、フッ化水素などでは、「目がチカチカし
ませんか」、「喉が痛くなりませんか」などと尋ねます
※ピンク色は歯以外の歯科症状

44 | 産業歯科保健ハンドブック パート2

45 | 産業歯科保健ハンドブック パート2


13

特化則、特殊健診で医師がみている歯科症状	
(実情・まとめ)	
物質	項目
アルキル水銀化合物	口唇知覚異常
塩素	歯の変化、咳
オルトトルイジン	顔面蒼白
オルト-フタロジニトリル	顔面蒼白
カドミウム	咳、嘔吐 ※
五酸化バナジウム	緑色舌、咳
シアン化物	異味
臭化メチル	発語障害、咳、嘔吐
水銀、その無機化合物	歯肉炎、口内炎
パラ・ニトロクロルベンゼン	顔面蒼白
砒素、その化合物	口内炎、咳
フッ化水素(特化則)	口粘膜炎症、歯の変色
ペンタクロルフェノール	甘味嗜好、喉のいらい ら、咳
マンガン	仮面様顔貌、流涎、咳
硫化水素	歯の変化、咳

※ Cdによる前歯黄色環は診査項目から削除されました。症
状がなくなったわけではありません

46 | 産業歯科保健ハンドブック パート2

14




歯科特殊健康診断

労働安全衛生法施行令 第22条第3項


労働安全衛生法第66条第3項の政令で定める有害な業務は、**塩酸・硝酸・硫酸・亜硫酸・フッ化水素・黄りん・その他、歯またはその支持組織に有害な物のガス、蒸気または粉じん**を発散する場所における業務とする

労働安全衛生規則 第48条

事業者は、令第22条第3項の業務に常時従事する労働者に対し、その雇入れの際、当該業務への配置替えの際及び当該業務についた6月以内ごとに1回、定期的に、歯科医師による健康診断を行わなければならない



注意 令和4年10月1日より事業者は、第四十八条の健康診断（定期のものに限る。）を行ったときは、労働者の数に関わらず、遅滞なく、有害な業務に係る歯科健康診断結果報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければなりません




4 | 8020達成型社会の産業歯科保健 歯科特殊健康診断の動向

15

<補> 健康診断結果について②

◆ **健康診断結果報告**

事業者は、歯科特殊健康診断を行ったときは、労働者数にかかわらず「**歯科健康診断結果報告書(様式第6号の2、下図)**」を労働基準監督署長に提出しなければなりません



← 様式第6号の2

酸にかぎらず、取扱有害物質名、有害業務内容、有害業務従事者数、受診者数、有所見者数を記載します

拡大

項目	記載内容
労働安全衛生法第66条第3項の業務に該当する業務に就ける労働者数	□□□□□□□□ 労働者数
有害業務従事者数	□□□□□□□□ 有害業務従事者数
所見のあった者の人数	□□□□□□□□ 所見のあった者の人数
業 務 名 所 属 機関等の名称 業 務 内 容	

63 | 産業歯科保健ハンドブック パート2

16

KEEP DOING YOUR FULL YEAR ON

歯科特殊健康診断は法律で義務付けられています

労働安全衛生法

第66条第1項 医師による一般健康診断
 第66条第2項 医師による特殊健康診断
 第66条第3項 歯科医師による特殊健康診断

事業者は、有害な業務で、政令で定めるものに従事する労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、歯科医師による健康診断を行わなければならない

健康診断の結果に基づき、健康障害予防、**健康確保**を行うに際しては、**歯科の立場から、作業環境管理、作業管理**を考えます。

つまり、**歯科の立場から労働衛生管理**にかかわることになります。

7 | 8020達成型社会の産業歯科保健 歯科特殊健康診断の動向

17



18



19

日常の健康管理対策

日常の健康対策

- ・アルカリ剤によるうがい
- ・抗酸チューインガム
- ・フッ化物の応用
- ・歯面被覆など

20



21

呼吸用保護具

(マスク図は、3M、興研)

防じんマスク
国家検定標章のあるものを使います



使捨て式



取り替え式



ろ過材
(防じんマスク)

面体

防毒マスク
国家検定標章 または **JIS 表示** のあるものを使います



取り替え式



吸収缶
(防毒マスク)

面体

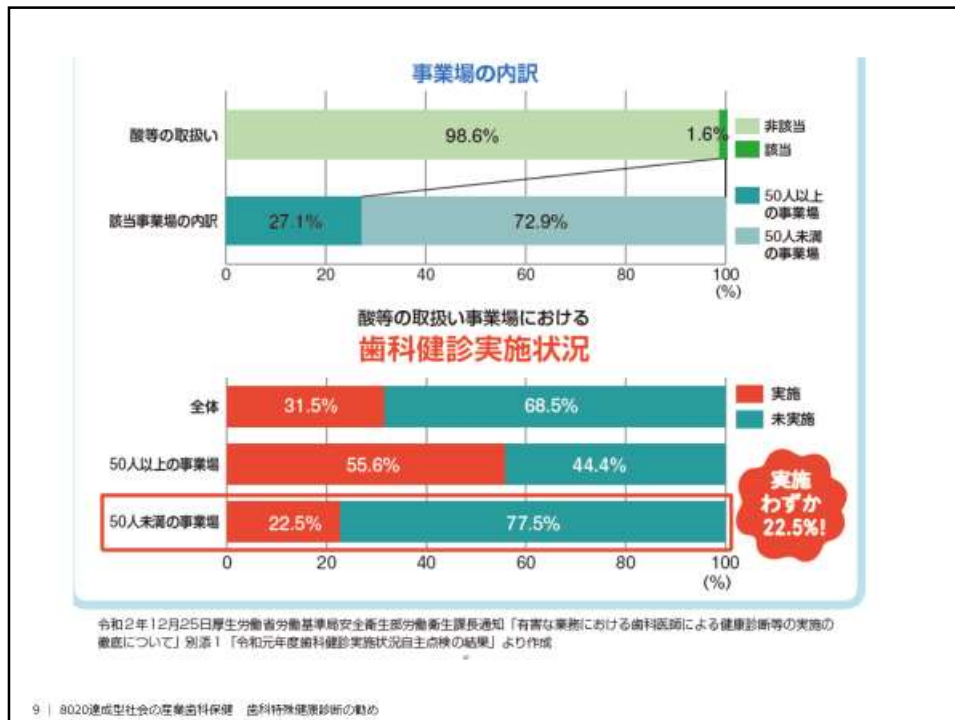
• **国家検定標章**

※ 地色は面体の色により異なる

<small>国 (甲) 検 定 式 防 じん 用 標 章 号 (品 名) (種 類)</small>	<small>国 (甲) 検 定 式 防 毒 用 標 章 号 (品 名) (種 類) 防 毒 用 標 章 号</small>	JIS 適合品 JIS
面体	吸収缶	JIS

◆ 各メーカーの分類にしたがい、対象物質に適したマスクを選びます(例えば、塩酸、硝酸は酸性ガス用防毒マスク)

22



23



24

25

26

AGC 安全データシート (SDS)

作成日 2013/10/08
改訂日 2014/11/11

1. 製品及び会社情報

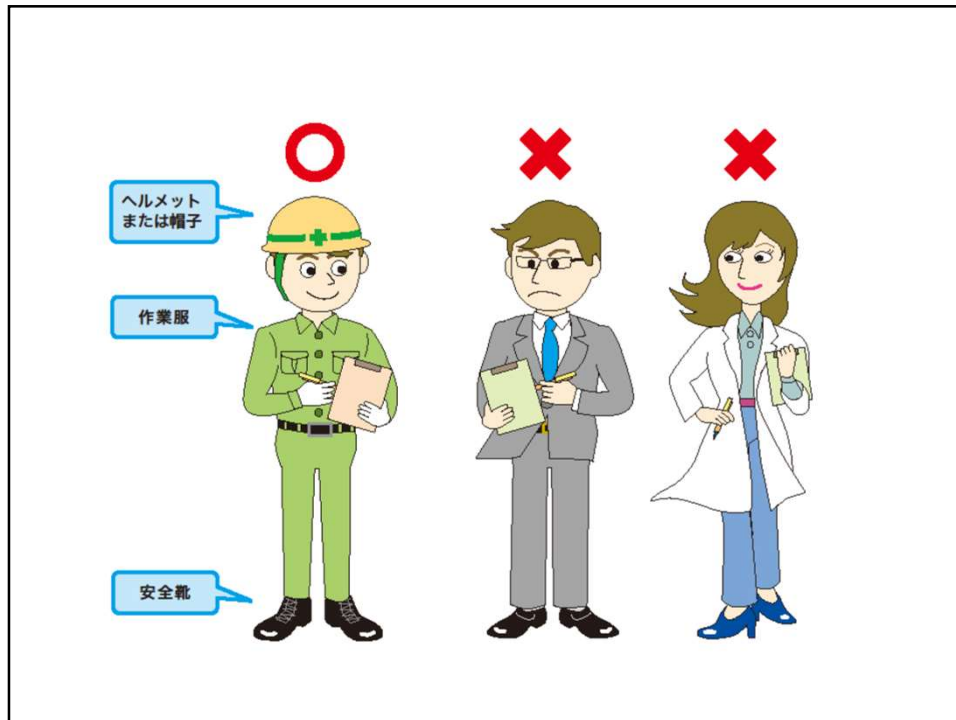
製品名: 塩酸
 会社名: 旭硝子株式会社
 会社住所: 東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
 担当部門: 化学品カンパニー
 電話番号: 03-3218-9402
 注文番号: 03-3218-9405
 整理番号: AGC-D-0140
 推奨用途および使用上の制限: 工業用原料

2. 危険有害性の要約

GHS分類:

物理化学的危険性:	
大気蒸気:	分類できない
可燃性/引火性ガス:	分類対象外
可燃性/引火性エアゾール:	分類対象外
気圧性/酸化性ガス:	分類対象外
高圧ガス:	分類対象外
引火性液体:	区分外
可燃性固体:	分類対象外
自己反応性化学品:	分類できない
自然発火性液体:	区分外
自然発火性固体:	分類対象外
自己発熱性化学品:	区分外
水反応可燃性化学品:	分類できない
酸化性液体:	分類できない
酸化性固体:	分類対象外
有機過酸化物:	分類できない
金属腐食性:	区分1
健康に対する有害性:	
急性毒性—経口:	区分4
急性毒性—経皮:	区分外
急性毒性—吸入 (気体):	分類対象外
急性毒性—吸入 (蒸気):	分類できない

27



28



29



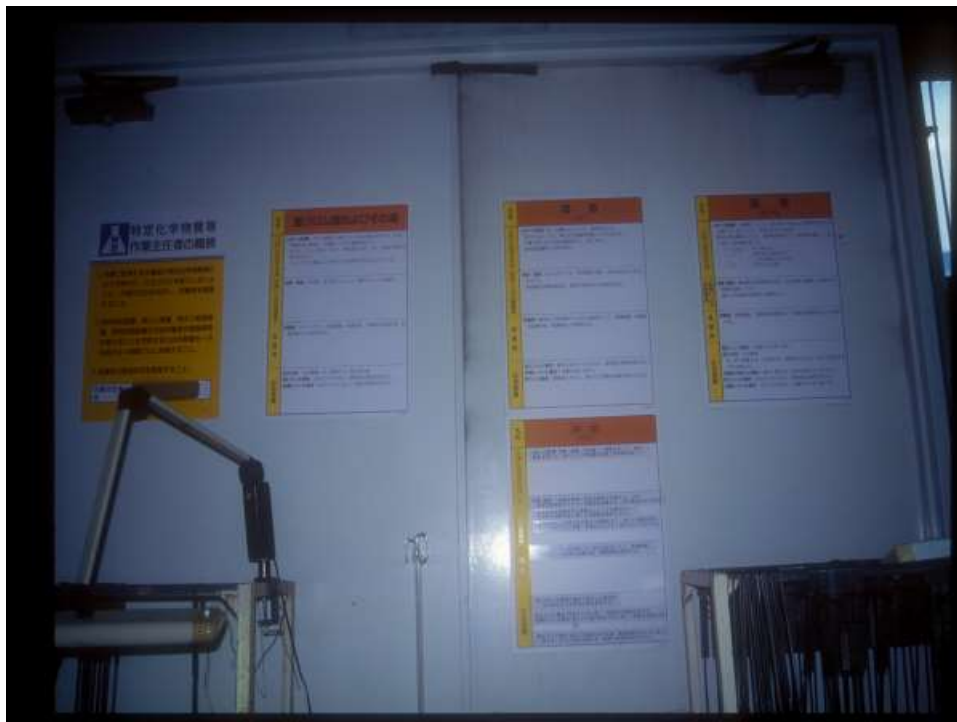
30



31



32



33



34



35



36



37



38



39



40



41



42



43



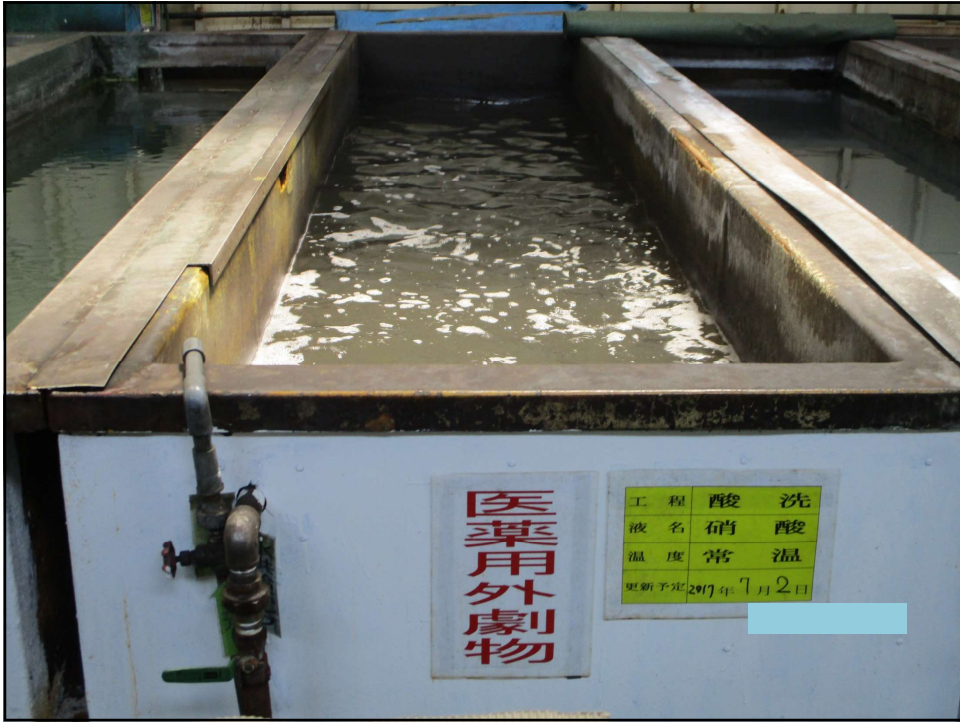
44



45



46



47



48



49



50



51



52



53



54



55



56



57

歯の酸蝕症をみる

(歯牙酸蝕症)

塩酸・硝酸・硫酸・亜硫酸・ほか
水に溶けて酸になる物質により
歯の酸蝕症が起こります

酸蝕症は一つの診査項目ですが
すべてではありません

58

労働衛生管理として行う 歯科健康診断の **実際**

三管理に基づいて健康診断を行います

業務に起因した症状か否かを判断します

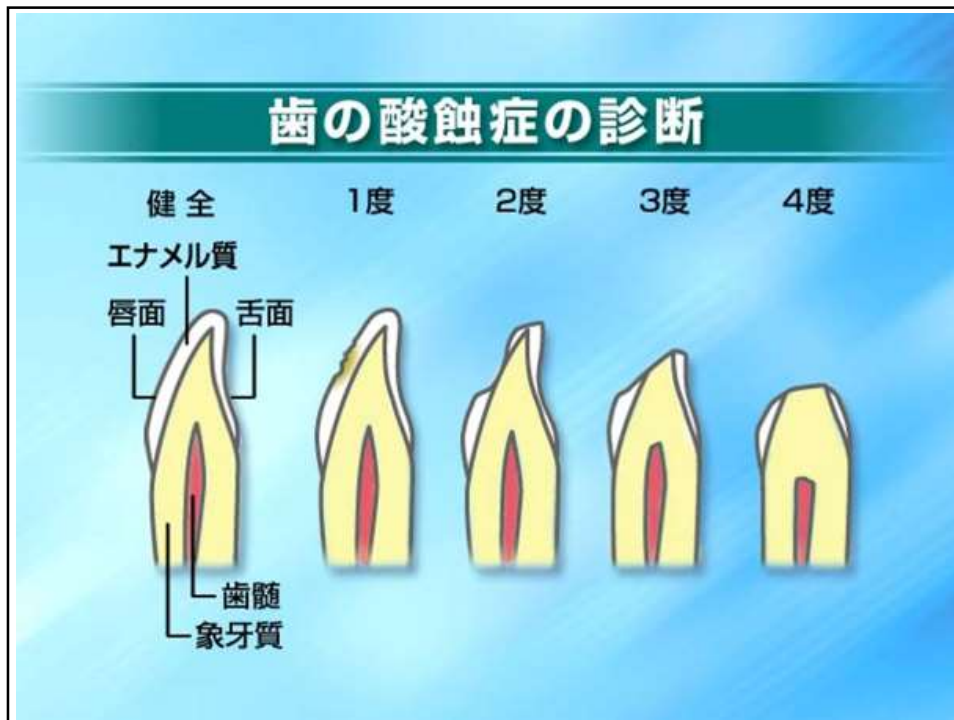


59

《日本歯科医師会「産業歯科衛生」での判断基準・歯牙酸蝕症》

	歯の表面のみが侵害されたもので、次の2型に分類する	
第1度	第1型	エナメル質の白濁した状態を示す
	第2型	実質欠損がエナメル質のみにとどまり、象牙質に達しない
	歯の表面の実質欠損がエナメル質より象牙質に到達し、象牙質の露出により固有の黄色が現れた3型に分類する	
第2度	第1型	楔状実質欠損の深くなったもの
	第2型	歯牙齦歯においてエナメル質の1層が剥離した状態
	第3型	歯、とくに下顎前歯切端部の欠損または脱臼性吸耗を生じたもの
第3度	実質欠損により象牙質が完全に露出し、歯齦近くまたは歯齦まで及んだもの。歯冠部の半分近く欠	
第4度	歯冠部が2/3以上欠損したもの	

60



61



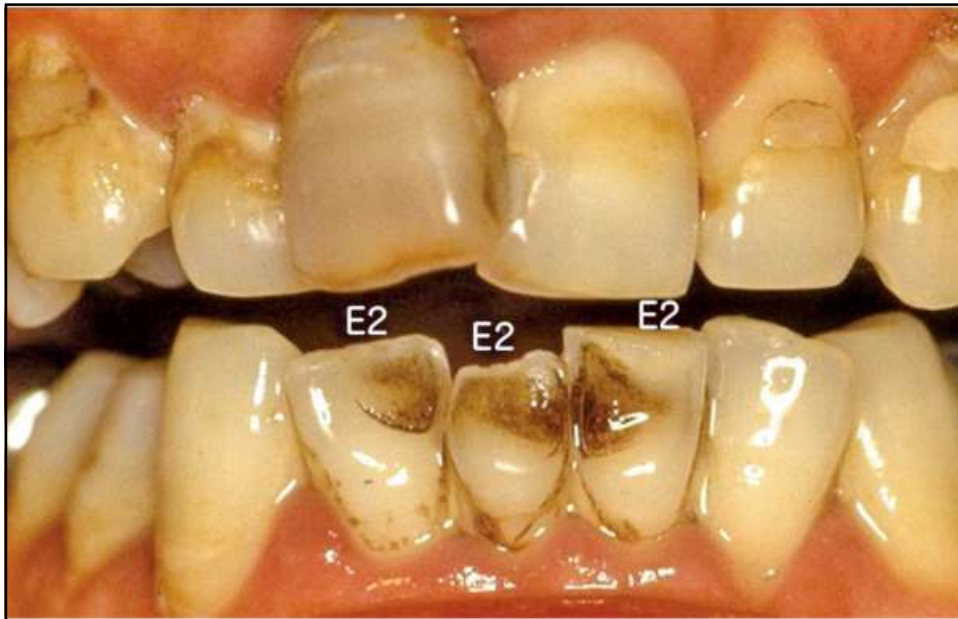
62



63



64



齒牙酸蝕症 第2度

65



齒牙酸蝕症 第2度、3度、4度

66

歯の酸蝕症・鑑別診断 <small>(矢崎、近藤)</small>				
歯酸蝕症	主要因	部位	形	その他
飲食物性	柑橘類 酸性飲料など	前臼歯 いろいろな面 歯頸部、隣 接面など	皿状 鋭縁 菲薄化	前臼歯広範囲 年令無関係
胃腸疾患性	逆流性 胃液 (空腹時 pH1~2)	口蓋側 舌側	シャーン ファー状 歯肉縁下 エナメル質 残存	<病歴> 神経性胃炎 十二指腸潰瘍 食道裂孔 ヘルニア
職業性	酸のガス 蒸気、 ミスト、 粉じん	おもに前歯 唇面、切縁 側、犬歯は 少ない	皿状、硫酸 は鈍縁、塩 酸、硝酸は 鋭縁傾向	・職歴必須 ・口唇位置に関 連することもある ・年令無関係

重症	近頃の「歯の酸蝕症」	軽症
<p>昭和中期まで 疾病管理</p>	<ul style="list-style-type: none"> 作業環境の改善 安全衛生意識の向上 <p>などから酸蝕症の軽症化が見られています 昭和時代のように重症型が多発する状況ではありません</p> <p>現代は、口腔領域に現れる「すべての有害症状」を視野に入れ、労働者の健康確保を考える時代です</p>	<p>現代 健康管理</p>

COPYRIGHT YASAKI T.
55 | 産業歯科保健ハンドブック | パート2

67



68

歯科特殊健康診断票

氏名	[Redacted]	1982年1月29日生 34才	所属	化成社	雇入	2000年4月1日																																																													
診査	2016年5月30日	経歴 16年	月	森田芳和	2016年12月5日	経歴 16年	月	森田芳和																																																											
作業内容	化成処理																																																																		
取扱い物質	塩酸、硫酸、亜硫酸、フッ化水素、黄りん、その他...																																																																		
取扱い量	塩酸 900kg/年 硝酸 1080kg/年																																																																		
取扱い時間等	一週作業時間 3.5分 X 2 取扱回数 5回/日 X 2																																																																		
局所排気	*使用せず *使用(時々・常時) 備考																																																																		
全体換気	*使用せず *使用(時々・常時)																																																																		
保護具	*使用せず *使用(時々・常時) →																																																																		
自覚症状	*なし *あり 呼吸器																																																																		
Dental Erosion	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr><td>8</td><td>7</td><td>6</td><td>5</td><td>4</td><td>3</td><td>2</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td></tr> <tr><td>C</td><td>/</td><td>/</td><td>/</td><td>/</td><td>/</td><td>/</td><td>/</td><td>/</td><td>/</td><td>/</td><td>/</td><td>/</td><td>/</td><td>C</td></tr> <tr><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr><td>8</td><td>7</td><td>6</td><td>5</td><td>4</td><td>3</td><td>2</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td></tr> </table>							8	7	6	5	4	3	2	1	2	3	4	5	6	7	8	C	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	C	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	7	6	5	4	3	2	1	2	3	4	5	6	7	8
8	7	6	5	4	3	2	1	2	3	4	5	6	7	8																																																					
C	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	C																																																					
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0																																																					
8	7	6	5	4	3	2	1	2	3	4	5	6	7	8																																																					
その他の所見	*あり																																																																		
特定内服薬	*あり																																																																		
診断区分	*異常なし *観察 *要治療																																																																		
就業区分	*通常勤務 *就業制限 *要休業																																																																		
歯医者の意見	異常なし 森田芳和 (蓋)																																																																		

COPY RIGHT Y.A.F.

69

歯科特殊健康診断票

※ 上左欄内に記入してください。

氏名	[Redacted]	1979年7月26日生 41才	所属	エフ・エム・エム	雇入	2004年4月1日																																																													
診査	2021年6月30日	経歴 41年	月	森田芳和	2021年11月29日	経歴 41年	月	森田芳和																																																											
作業内容	有機溶剤																																																																		
取扱い物質	塩酸、硫酸、亜硫酸、フッ化水素、黄りん、その他... 硫酸 500kg/年 硝酸 500kg/年 硫酸 20kg																																																																		
取扱い時間等	一週作業時間 30分 時間 取扱回数 4回/日 週 4回 年 不定期																																																																		
局所排気	*使用せず *使用(時々・常時) 屋外作業																																																																		
全体換気	*使用せず *使用(時々・常時)																																																																		
呼吸保護具	*マスク(非使用・時々・常時) *呼吸器(時々・常時) → 国家検定(非検定) JIS(わからない)																																																																		
保護具	*手袋 *安全靴																																																																		
自覚症状	*あり																																																																		
口動所見	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr><td>8</td><td>7</td><td>6</td><td>5</td><td>4</td><td>3</td><td>2</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td></tr> <tr><td>X</td><td>C</td><td>0</td><td>/</td><td>/</td><td>/</td><td>/</td><td>/</td><td>/</td><td>/</td><td>/</td><td>/</td><td>/</td><td>/</td><td>0</td></tr> <tr><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr><td>8</td><td>7</td><td>6</td><td>5</td><td>4</td><td>3</td><td>2</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td></tr> </table>							8	7	6	5	4	3	2	1	2	3	4	5	6	7	8	X	C	0	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	7	6	5	4	3	2	1	2	3	4	5	6	7	8
8	7	6	5	4	3	2	1	2	3	4	5	6	7	8																																																					
X	C	0	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	0																																																					
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0																																																					
8	7	6	5	4	3	2	1	2	3	4	5	6	7	8																																																					
Other Findings	*あり																																																																		
嗜好品	*喫煙(少ない・禁煙)																																																																		
歯科所見	*不明 *あり																																																																		
診断区分	*異常なし *観察 *要検査 *要治療																																																																		
就業区分	*通常勤務 *就業制限 *要休業 (歯科医師の意見として)																																																																		
歯医者の意見	異常なし 森田芳和 (蓋)																																																																		

70



71



72



73



74



75



76



77



78



79



80

労災認定で例示疾病とされたことのある歯科症状①

(矢崎・まとめ)

物質	歯科症状
アルキル水銀	口囲の知覚障害、構語障害
水銀、その化合物	口腔粘膜障害
マンガン及びその化合物	仮面様顔貌、舌、口唇の振せん
黄リン	歯痛、顎骨壊疽
塩素	歯牙酸蝕
塩化メチル	言語障害、嘔吐
臭化メチル	言語障害、嘔吐
トリクロルエチレン	三叉神経障害
臭化メチル、塩化メチル、ヨウ化メチル	言語障害
カーバメート系化合物	言語障害、流涎、蒼白
セレン	呼気のニンニク臭
セレン化水素	金属味、呼気のニンニク臭
鉛及びその化合物	鉛縁

※言語障害とは、不明瞭な言語、発語困難など

※労基則改訂により記載がなくなった症状もありますが、症状自体がなくなったわけではありません

Copyright YASAKI
48: 産業衛生学辞典ハンドブック

81

労災認定で例示疾病とされたことのある歯科症状②

(矢崎・まとめ)

物質	歯科症状
アルシン(砒化水素)	呼気のニンニク臭
砒素及びヒ素化合物	口唇周囲湿疹性皮ふ炎
クロム化合物	歯根炎、歯根膜周囲炎
アクリルアミド	言語障害
高気圧作業	歯痛、歯周炎、歯肉炎
亜鉛	喉の渴き、金属味
アニリン	チアノーゼ(顔面、口唇など)
ニトログリコール	顔面蒼白又は紅潮、嘔吐
マンガン	言語障害、仮面様顔貌ほか
モノフルオロ酢酸ナトリウム	言語障害、嘔吐
有機リン化合物	言語障害、流涎
硫酸ニコチン	流涎、嘔吐

※ 労基則改訂により記載がなくなった症状もありますが、症状自体がなくなったわけではありません

Copyright YASAKI
48: 産業衛生学辞典ハンドブック

82